

産業廃棄物処分業許可証

住 所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番地2

氏 名 株式会社ミナミ 代表取締役 南 由香

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成29年 3月 5日

許可の有効年月日 令和 4年 3月 4日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（固化処理）

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・汚泥（無機性汚泥に限る。）

以下余白

(2) 中間処理（造粒固化処理）

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・汚泥（無機性汚泥に限る。）

以下余白

(3) 中間処理（破碎処理）

取扱う産業廃棄物

・木くず

・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

(4) 中間処理（移動式造粒固化施設による造粒固化処理）

取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・汚泥（無機性汚泥に限る。）

以下余白

(5) 中間処理（移動式破碎施設による破碎処理）

取扱う産業廃棄物

・木くず

・がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）

以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 固化施設

ア 設置場所 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

イ 設置年月日 平成22年1月30日

ウ 処理能力 汚泥（無機性汚泥に限る。） 157.6t/日（19.7t/時間）

エ 設置許可年月日 —（設置許可対象外施設）

オ 設置許可番号 —（設置許可対象外施設）

カ 保管施設 別表のとおり

(2) 造粒固化施設

ア 設置場所

(以下、裏面記載)

- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成19年11月10日
- ウ 処理能力 汚泥 (無機性汚泥に限る。) 234t/日 (29.25t/時間)
- エ 設置許可年月日 ー (設置許可対象外施設)
- オ 設置許可番号 ー (設置許可対象外施設)
- カ 保管施設 別表のとおり
- (3) 破碎施設Ⅰ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1))
- イ 設置年月日 平成18年6月29日
- ウ 処理能力 木くず 152t/日 (19t/時間)
- エ 設置許可年月日 令和2年6月23日
- オ 設置許可番号 第220082-6号
- カ 保管施設 別表のとおり
- (4) 破碎施設Ⅱ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110)
- イ 設置年月日 平成13年1月23日
- ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 3200t/日 (400t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成14年6月13日
- オ 設置許可番号 資循第24-111号
- カ 保管施設 別表のとおり
- (5) 破碎施設Ⅲ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- イ 設置年月日 平成23年4月6日
- ウ 処理能力 木くず 453.2t/日 (56.65t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成27年12月28日
- オ 設置許可番号 第215082-12号
- カ 保管施設 別表のとおり
- (6) 破碎施設Ⅳ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1))
- イ 設置年月日 平成31年1月16日
- ウ 処理能力 木くず 209.6t/日 (26.2t/時間)
- エ 設置許可年月日 平成30年12月19日
- オ 設置許可番号 第118082-10号
- (7) 破碎施設Ⅴ
- ア 設置場所
- ・ (固定式) 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109)
- ・ (移動式) 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109及び盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場所: 岩手

(以下、2枚目記載)



県久慈市小久慈町第67地割38番109))
 イ 設置年月日 平成31年2月27日
 ウ 処理能力 がれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) 1176t/日 (147t/時間)
 エ 設置許可年月日 平成31年2月8日
 オ 設置許可番号 第118082-12号
 (8) 移動式破碎施設
 ア 設置場所 盛岡市を除く岩手県内の排出事業場 (駐機場: 岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1)
 イ 設置年月日 平成28年1月15日
 ウ 処理能力 木くず 181.44t/日 (22.68t/時間)
 エ 設置許可年月日 平成27年12月18日
 オ 設置許可番号 第115082-10号
 以下余白

3. 許可の条件

移動式破碎施設による破碎処理を行う場合には次によること。

- (1) 日曜日及びその他の休日は作業を行わないこと。
- (2) 午後7時から翌日の午前7時までの間は作業を行わないこと。
- (3) 敷地境界における騒音の大きさを85デシベル以下とすること。
- (4) 敷地境界における振動の大きさを75デシベル以下とすること。
- (5) 粉じんの発生を防止するため、散水等所要の措置を講ずること。
- (6) コンクリート粉じんを原因とする強アルカリ排水の発生を防止するため、必要な措置を講ずること。

以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 9年 3月 5日 当初許可
 平成 9年10月20日 変更届出書受理 (事業の範囲にがれき類 (アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。) の中間処理 (破碎処理) を追加したこと。)
 平成11年 2月 1日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に木くずの中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理) を追加したこと。)
 平成14年 3月 5日 変更届出書受理 (破碎施設を変更したこと。)
 平成14年 3月 5日 更新許可
 平成16年 3月 5日 変更届出書受理 (代表者を南勉から変更したこと。)
 平成17年 8月17日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に汚泥 (無機性汚泥に限る。) の中間処理 (移動式造粒固化施設による造粒固化処理) を追加したこと。)
 平成18年 7月 4日 変更届出書受理 (移動式破碎施設Ⅰの駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110から変更したこと。)
 平成18年 8月24日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に木くずの中間処理 (破碎処理) を追加したこと。)
 平成19年 3月 5日 更新許可
 平成19年 3月26日 変更届出書受理 (移動式造粒固化施設の駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字晴山第27地割12番2から変更したこと。)
 平成19年 4月 5日 変更届出書受理 (破碎施設Ⅱの設置場所及び駐機場を岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110から変更したこと。)
 平成20年 3月 6日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に汚泥 (無機性汚泥に限る。) の中間処理 (造粒固化処理) を追加したこと。)
 平成22年 3月19日 事業範囲の変更許可 (事業の範囲に汚泥 (無機性汚泥に限る。) の中間処理 (固化処理) を追加したこと。)
 平成23年 5月11日 変更届出書受理
 (1) 破碎施設Ⅲ (固定式・移動式) を追加したこと。
 (2) 保管施設に係る保管容量等を変更したこと。
 平成23年10月24日 変更届出書受理 (移動式破碎施設を追加したこと。)
 平成24年 2月24日 事業範囲の変更許可 (中間処理 (移動式破碎施設による破碎処理) に係るもの)
 (1) 事業の範囲に廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず

(以下、裏面記載)

(厚さ0.3mm以下のものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくず及び陶磁器くずに限る。)を追加したこと。

(2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」とする限定を解除したこと。(移動式破碎施設(6)にがれき類(アスファルト廃材及びコンクリート廃材を除く。)を追加したこと。)

平成24年 3月 5日 更新許可

平成24年12月25日 変更届出書受理

(1) 事業の範囲から廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、金属くず(厚さ0.3mm以下のものに限る。)、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(ガラスくず及び陶磁器くずに限る。)の中間処理(移動式破碎施設による破碎処理)を削除したこと。

(2) がれき類について、「アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。」と限定したこと。

平成28年 1月28日 変更届出書受理

(1) 破碎施設Ⅳ(固定式・移動式)を追加したこと。

(2) 保管施設の概要を変更したこと。

平成28年 2月 5日 変更届出書受理

(1) 移動式破碎施設を追加したこと。

(2) 破碎施設Ⅰ及びⅢの前処理一次破碎施設として移動破碎施設を追加したこと(破碎施設Ⅰ及びⅢの固定場所での作業を含む。)

平成29年 3月 5日 更新許可

平成31年 1月28日 変更届出書受理(破碎施設Ⅴを追加したこと。)

平成31年 3月20日 変更届出書受理(破碎施設Ⅵを追加したこと。)

令和 2年 2月13日 変更届出書受理(破碎施設Ⅳを廃止したこと。)

令和 2年12月14日 変更届出書受理(保管施設の概要を変更したこと。)

以下余白

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

以下余白



別表（保管施設の概要）

1 固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管(造粒固化施設に係る保管場所と兼用)

2 造粒固化施設に関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	汚泥（無機性汚泥に限る。）	—	50.09	172.35	258.53	屋内保管
処分後の保管	製品	—	300.37	319.45	—	屋外保管(固化施設に係る保管場所と兼用)

3 破碎施設Ⅰ、Ⅲ及びⅤに関するもの（破碎施設Ⅰ、Ⅲ及びⅤで兼用）

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字晴山第12地割字岩崎51番1

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	抜根材	1.8	798.3	1,028.9	565.9	屋外保管、 床面再生ア スファルト 舗装（厚さ 10cm）
	建築解体木くず	1.8	314.4	355.0	195.3	
処分後の保管	抜根材破碎物	—	1,308.4	1,689.4	929.2	屋外保管、 床面再生ア スファルト 舗装（厚さ 10cm）
	建築解体木くず 破碎物	—	517.2	658.3	362.1	

（以下、裏面記載）

4 破砕施設Ⅱに関するもの

所在地：岩手県九戸郡軽米町大字山内第6地割字和道地向208番110

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	5.6	275.95	630	1,480	屋外保管
処分後の保管	がれき類（アスファルト廃材及びコンクリート廃材に限る。）	5.6	657.05	1,500	—	屋外保管

5 破砕施設Ⅵに関するもの

所在地：岩手県久慈市小久慈町第67地割38番109

廃棄物の種類		保管高さ (m)	保管面積 (㎡)	保管体積 (㎡)	保管重量 (t)	備考
処分のための保管	がれき類①（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	98.1	157.20	232.656	屋外保管
	がれき類②（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
処分後の保管	がれき類①（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管
	がれき類②（アスファルト廃材又はコンクリート廃材）	4.0	61.04	154.739	229.01	屋外保管

以下余白